「米のカドミウムの成分規格の改正」に係る食品健康影響評価に関する審議結果 (案)についての御意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成21年6月25日~平成21年7月24日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 4通

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	最初の評価要請から6年余りが経過して未だ何ら規制の進展がないことは遺憾です。リスク評価機関の責務として、専門調査会及び事務局の体制の拡充による評価のスピードアップが必要と考えます。	2003年7月の最初にははる
2	本評価書全文を迅速に海外に公開し、国際的な耐容週間摂取量の議論に活用させるべきであると考えます。	ご指摘のとおり、今後、JECFA等の 国際会議における議論に、我が国の評価結果を活用、反映していく必要性があることから、英文の評価書を作成し海外に向けて発信することは重要であると認識しています。本評価終了後、速やかに英文に翻訳し公開したい

		T
		と考えています。
	評価書案中の表9について、「糞中カ	ご指摘のとおり、「濃度」という表
3	ドミウム濃度」と「尿中カドミウム濃	現は適切でないため、「排泄量」に修
	度」という表現は不適切と思われます。	正します。
	食品安全委員会とEFSAの評価の違	IARC は、職業性の吸入曝露による
	いはカドミウムの健康影響について何	肺がんリスクからヒトに対して発が
	を指標にするかによる違いと認識して	ん性があると評価していますが、従来
	います。カドミウムには発がん性や内	のカドミウム汚染地域住民の疫学調
	分泌かく乱性も報告されていることか	査結果では、ヒトの経口曝露による発
	ら、耐容摂取量を低く設定し、国民の	がん性の証拠は報告されていません。
	健康を守るべきと考えます。よって耐	2009年3月に公表された EFSA の評
	容摂取量の引き下げを要望します。	価では、職業曝露、高濃度汚染地域住
		民の曝露、一般集団の曝露による肺、
		子宮内膜、膀胱、乳房の発がんリスク
		の増加について触れられていますが、これらの報告は、カドミウム以外の交
		8因子の関与が否定できず、明確な用
		量-反応関係が示されていないことか
		ら、定量的なリスク評価のために十分
		な知見とは言えないと考えています。
		しかし、一般集団においてカドミウ
		ム曝露によって発がんリスクが増加
		することを示唆する新たなデータが
4		報告されていることから、発がんに関
		する知見については、引き続き注意を
		払っていく必要があると考えていま
		す。
		内分泌かく乱性については、現時点
		で収集可能な科学的知見に基づいて
		審議した結果、実験動物データでは影響がデータでは影響が
		響が示唆されていますが、ヒトを対象
		とした疫学的データでは肯定的な報告はほとんど認められていません。
		したがって、一般環境における食品を
		経由したカドミウムの経口曝露を対
		象とした本評価においては、慢性影響
		として多くの知見が報告されている
		腎臓の近位尿細管機能障害に着目し
		て耐容週間摂取量を設定しており、こ
		れにより、生涯にわたってヒトの健康
		を十分に維持することが可能である
		と考えます。
	多くの生産者は、自家産米を多く食	3.7万件の米の試料を測定した農林
	べています。汚染が比較的高い水田の	水産省の実態調査では、米中カドミウ
	生産者はカドミウム摂取量が高くなる	ム濃度の平均が0.06ppm、0.30ppm超
5	と推定されます。縁故米を食べ続けて	から0.40ppm以下の割合は約0.5%、
	いる消費者も同じです。「日本人の食	0.20ppm以下の割合は96.7%であるこ
	│品からのカドミウム曝露状況」には、 │このことが全く考慮されていません。	とから、流通米を食べる一般的な消費 老が0.4mmの光のスを一生涯食べ続
	ニツニとが土く与思されていません。	者が0.4ppmの米のみを一生涯食べ続

自家産米や縁故米の消費者を考慮して、カドミウムの耐容摂取量を評価することを要望します。

「平均米消費量」

全 世 帯: 4.83 kg/人/月 生産世帯: 6.16 kg/人/月 消費世帯: 4.74 kg/人/月

※農林水産省「米の消費動向等調査」に よる2007年平均消費量

「0.4ppmの米を食べる時の摂取量」

全 世 帯: 9.0μg/kg体重/週 生産世帯: 11.5μg/kg体重/週 消費世帯: 8.9μg/kg体重/週

※体重50kgで計算

米を一生涯食べ続けた場合に推定される摂取量は、ご指摘のとおり耐容摂取量の7µg/kg体重/週を超過する可能性があります。しかしながら、この耐容摂取量の根拠の1つとなった

けることは殆どないと考えられます。

仮に0.4ppm以上の自家産米や縁故

性があります。しかしなから、この耐容 摂取 量の根拠の1つとなった Nogawaら (1989)の疫学調査の報告では、ヒトの健康に悪影響を及ぼさない総カドミウム摂取量は約2g(体重53.3kgの場合、14.4μg/kg体重/週に相当)と算定されています。このことから、耐容摂取量は余裕を持って設定されており、この値を超えても直ちに健

せん。

自家産米や縁故米は、食品衛生法の 規制対象外になりますので、基本的に は、それらの米を食べる判断は、生産 者や縁故者によってなされるものと 考えますが、お寄せいただいた意見に ついては、リスク管理に関する内容で あることから、厚生労働省にお伝えし ます。

康被害を起こすものとは考えられま

以下の理由により、予防的な視点に立って主食の玄米・精米のカドミウム成分規格を0.4ppmよりも低く設定されることを強く望みます。

- (1) カドミウムは自然界に広く分布し、 環境由来のカドミウムが多少なり ともほとんどの食品中に含まれて いること
- (2) 日本は鉱山を汚染源とするカドミウム汚染地域が多数存在すること
- (3) 米だけでなく大豆、小麦、ほうれん草、里芋、ごぼうで含有量が多いこと
- (4) 玄米食にする人が増えていること や精米でも摂取量に個人差が大き いことへの考慮が必要であること
- (5) 海産物では、イカ、カニ、貝類の内臓に米の3~80倍のカドミウムが含まれ、日常的に食卓にのぼっていることやこれらの海産物の摂取量も個人差が大きいこと
- (6) 外国産の食品中にもカドミウムが 含まれており、国や地域によってカ ドミウム濃度が高いことへの考慮 が必要であること(どの食品にもカ

米の成分規格は、食品安全委員会が設定した耐容週間摂取量に基づき、リスク管理機関の厚生労働省によって適切に設定されることになります。

お寄せいただいた意見については、 リスク管理に関する内容であること から、厚生労働省にお伝えします。

6

	たこよ ) 沸 広はま ことに マルム・ハ	<u> </u>
	ドミウム濃度は表示されていない)	
	(7) EFSAの評価であげられているカド	
	ミウム濃度が高い食品の中には、日	
	本では調査対象にしてこなかった	
	項目があると思われること	
	(8) 日本人の食生活は子どもから高齢	
	者まで変化してきており、濃縮され	
	た健康食品を多用する人も多いこ	
	と (過去の実測値 (1989年及び2004	
	年の論文)を過信せず、新たな摂取	
	の仕方による影響も研究対象にし	
	てもらいたい。)	
	子どもへの影響に係る言及につい	きわめて微量の重金属類に曝露し
	て、有害性の確認における神経系への	た子供において、腎臓及び神経系に軽
	影響の記述の中で「きわめて微量な重	微な影響を示す可能性を示唆する疫
	金属曝露による子どもの腎機能や脳に	学調査が報告されていますが、共存す
	関する研究報告がほとんどなく、比較	る他の金属元素の影響も無視できな
	検討ができないことから、今回のリス	いことから、現時点でこの疫学調査の
7	ク評価において対象としない」と切り	みから結論を引き出すことは困難で
	捨てるのは不遜である。今後、慎重に	
		あるという趣旨により、このような表
	充分な研究調査を早急に行うべきでは	現としています。
	ないか。	今後、子供への影響に着目した調査
		等の知見の集積が必要であると考え
		ます。
	今後の課題において、「重要な科学	本評価は、カドミウム汚染地域の住
	的知見が新たに蓄積された場合には、	民を対象にした多くの貴重な疫学研
	耐容摂取量の見直しについて検討す	究のデータ並びに通常の食生活をす
8	る」と述べているが、科学的な知見の	る一般人を対象に調査したデータを
	蓄積は、大勢の被害者の苦しみの上に	基にまとめられています。
	積み重ねられた結果ではないのか。	今後、本評価の結果を踏まえ、適切
		なリスク管理措置がなされることを
		願います。
	農用地土壌汚染対策の円滑な推進を	お寄せいただいた意見については、
	図るため、以下の事項に特段のご配慮	リスク管理に関する内容であること
	をお願いします。	から、厚生労働省、農林水産省、環境
	(1) 0.4ppm以上の米を産出する地域で	省にお伝えします。
	は、米が作付けできなくなることの	
	生産者への周知や補償に関する原	
	因事業者との調整に相当の期間が	
	必要と考えられることから、新たな	
9	規格の施行については、告示から十	
9		
	分な期間(2~3年以上)を経て実施	
	すること	
	(2) 公害防除特別土地改良事業により	
		l I
	現在実施中の土壌復元事業につい	
	現在実施中の土壌復元事業につい	
	現在実施中の土壌復元事業については、計画どおり円滑に遂行できる	
	現在実施中の土壌復元事業については、計画どおり円滑に遂行できるようにすること	
	現在実施中の土壌復元事業については、計画どおり円滑に遂行できる	

- 1ppm未満の米が産出されるとして特定した地区については、産米の買い上げ継続や休耕補償対応など経過的な措置を講じること
- (4) 新たな規格設定に伴う、カドミウム に係る汚染対策地域の指定方法、汚 染土壌の解消方策やカドミウム吸 収抑制対策への支援措置、原因事業 者の負担のあり方などを早期に明 らかにすること
- (5) 新たな規格設定のもと、吸収抑制対策の実施にもかかわらず、気象条件や水利条件等により突発的・偶発的に発生したカドミウム汚染米の適正処理への支援措置を講ずること

## 評価書の変更点

修正箇所	食品安全委員会第240回会合資料	食品安全委員会第245回会合資料
	(変更前)	(変更後)
P22 表9	糞中・尿中カドミウム <u>濃度</u>	糞中・尿中カドミウム <u>排泄量</u>
	糞中カドミウム <u>濃度</u>	糞中カドミウム <u>排泄量</u>
	尿中カドミウム <u>濃度</u>	尿中カドミウム <u>排泄量</u>